

平成28年4月1日

工事業者の皆様

京都市上下水道局  
技術監理室監理課  
(電話 075-672-7727)  
総務部用度課  
(電話 075-672-7728)

## 工事成績評定の改正及び本格実施について

平素から、本市水道事業・公共下水道事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

上下水道局におきましては、公共工事の受注者の適正な選定の確保や品質確保を図るため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成13年4月施行）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月施行）」に基づき、平成15年度から工事成績評定を実施してまいりました。

平成26年9月からは、更なる工事の品質確保や発注者の技術力向上等を図るため、当局の工事成績評定を改正し、試行実施を行ってまいりました。

このたび、当局の工事成績評定を改正し、平成28年4月1日以降の契約工事において、下記のとおり本格実施いたしますので、お知らせ致します。

### 記

#### 1 試行実施からの改正内容

##### (1) 工事成績評定の結果の公表

「工事成績評定結果通知書」を、当該受注者に通知した後、用度課執務室内において閲覧に供します。

閲覧の期間は、工事成績評定の結果を通知した日（工事成績評定結果通知書の通知日）の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日までとします。

##### (2) 工事成績評定の結果の活用

受注者の適正な選定や公共工事の品質確保のため、今後、対象工事における工事成績評定の結果を蓄積し、格付等へ活用を図ってまいります。

なお、京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱に基づき、評定の結果、評定点が50点未満の場合は、従前のとおり、競争入札参加停止措置を行います。

当局では、「土木一式工事」についてのみ格付を行っています。

表 試行実施と本格実施の比較について（太枠が試行実施からの変更箇所）

	評価様式 <sup>2</sup>	評価を行う職員	対象工事の範囲 <sup>3</sup>	受注者への通知	評価要領の公表 <sup>5</sup>	評価結果の公表	評価結果の活用 (格付へ反映等)
試行実施 (H26.9.1～ H28.3.31 契約分) <sup>1</sup>	国・市に準じた様式	担当・主任・ 総括監督員、 検査員	工事全件	工事成績評価 結果通知書 (第2号様式)・ 項目別評定点 表(第3号様式)	公表	非公表	無し <sup>6</sup>
本格実施 (H28.4.1 以降契約分)	同上	同上	同上 <sup>4</sup>	同上	同上	工事成績評価 結果通知書 (第2号様式)	有り <sup>6</sup>

- 1 当該期間の契約工事は、平成28年4月以降も、試行実施分として運用
- 2 評価様式とは、工事成績評価要領で定める工事成績採点表や調査項目別運用表等
- 3 工事契約のうち単価契約及び各課契約（所長等専決の契約）を除く。
- 4 建設改良費による工事契約を対象（案件名の末尾が「工事」となるもの。）とし、維持費、委託費、修繕費等による案件は対象外
- 5 工事成績評価要領で定める評価様式を含む。
- 6 評定点が50点未満の場合に入札参加停止措置を実施

## 2 京都市上下水道局工事成績評価要領の公表について

京都市上下水道局工事成績評価要領及び関連様式は、京都市情報館の上下水道局ホームページにおいて公表します。

（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000196187.html>）

## 3 本格実施における留意点

- (1) 調査項目別運用表における評価項目の評価は、受注者が自主的に行い、その内容に不備がない場合に評価します。
- (2) 設計図書で書類の提出を定めていない内容に関する評価項目については、受注者からの書類や資料の提示を受け、確認した内容で評価します。

つまり、受注者からの書類や資料の提示がない場合は、評価できないことになりますので、注意が必要です。